

〈メールオーダーサービス特約〉

第1条 (特約の適用範囲、変更等)

- この特約は、横浜幸銀信用組合(以下「当組合」といいます。)のメールオーダーサービス(以下「このサービス」といいます。)を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- この特約で定める事項は当組合下記(1)~(4)の規定で定める事項に優先して適用されるものとします。
 - 普通預金・貯蓄預金 共通規定
 - キャッシュカード規定(個人用)
 - 通帳による自動機取引規定
 - 定期預金・通知預金・定期積金 共通規定
- この特約に定めのない事項は第2項(1)~(4)の規定により取扱うものとします。
- この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは第2項(1)~(4)の規定の定めによるものとします。
- この特約については、お客さまに事前に通知することなく任意に変更することができるものとします。変更内容をお客さまに通知する場合は、ホームページへの掲示、その他当組合の定める方法により行います。なお、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

第2条 (お申込み店舗)

- このサービスのご利用は、当組合のインターネットホームページから横須賀支店つばさセンターへのお申込みに限ります。
- 当組合の横須賀支店を含む本支店でお取引をさせていただいているお客さまも、当組合の本支店ではお申込みできません。

第3条 (メールオーダー専用口座の開設方法)

- 当組合所定のメールオーダー専用口座開設申込書(以下「申込書」といいます。)に必要な事項を記入し署名捺印のうえ、申込書に記載の所定のご本人確認書類を添え郵送でお申込みください。
- お申込みできるお客さまは、日本国内に住所があり、または、現在まで引き続いて1年以上日本国内に住所がある20歳以上の個人のお客さまご本人に限ります。

第4条 (お申込みの制限)

メールオーダー専用口座が不正な取引に利用されないよう、次に該当する場合はお申込みをお断りします。なお、お申込みができなかったことによって損害が生じても当組合は責任を負いません。

- ご本人であることを証明できる所定のご本人確認書類のご提示がない場合
- 申込書に記載された住所とご本人確認書類の住所が異なる場合
- 外国PEPsに該当する場合
- 次のいずれかに該当する場合
 - 暴力団
 - 暴力団員
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業
 - 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - その他①から⑤に準ずる者
- 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - その他①から④に準ずる行為
- その他不正取引のおそれがあると当組合が判断した場合

第5条 (普通預金の作成方法)

- 普通預金の口座開設は、お客さま一人につき1口座とさせていただきます。
- 普通預金の口座開設日は申込書が当組合に到達した日以降とします。
- 普通預金の通帳を発行します。なお、取引明細は当組合所定の方法により送付します。

第6条 (普通預金の利用可能範囲)

普通預金の利用可能範囲は下記の事項のみとします。

なお、インターネットバンキングのご利用はできません。

- メールオーダーサービスに係る資金の受け渡し
- カードによるお預入れ、払い出し
- 当組合預金の利息入金
- 当組合出資配当金の振替
- キャッシュカード手数料の返戻
- その他、当組合が必要と判断した事項

第7条 (普通預金の利息)

普通預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ普通預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

第8条 (普通預金の解約方法)

- 普通預金の解約は定期預金のお取引がなくなるまでできません。また、出資金にご加入いただいている場合には、出資配当金の振替口座および脱退金の受取口座となるため、出資金を脱退するまで解約することはできません。
- 解約希望日の1週間前までにつばさセンターにお電話でご連絡ください。払戻請求書を郵送にてお届けします。
- 払戻請求書に解約希望日、口座番号等を記入し、届出の印章により署名捺印のうえ、普通預金通帳とともにつばさセンターに返送してください。
- 当組合は払戻請求書に記載された解約希望日(解約希望日が当組合の休業日にあたるときはその翌営業日)に解約手続きを行うものとします。ただし、払戻請求書が解約希望日の前営業日までにつばさセンターに到着しなかった場合は、払戻請求書が到着した翌営業日以降に解約手続きを行います。
- 解約した普通預金の解約金は、申込書記載の定期預金解約金等のお受取り口座(以下「お受取り口座」といいます。)に振込みます。
- 解約した普通預金通帳は、計算書とともに郵送します。
- 郵便の遅延および払戻請求書等の記載不備、印鑑相違等により解約手続きが遅れ、損害が生じても当組合は責任を負いません。

第9条 (お受取り口座の届出及び変更等)

- お受取り口座は、お客さまご本人名義の他行口座に限ります。
- お受取り口座のお届けがない場合、このサービスのご利用はできません。
- お受取り口座の変更はできません。
- やむを得ない事由によりお受取り口座の変更が必要になった場合は、つばさセンターに連絡のうえ、書面により当組合にお届けください。当組合が認めた場合に限りお受取り口座の変更手続きをします。なお、変更後のお受取り口座もお客さまご本人名義の他行口座に限ります。

第10条 (普通預金カードの発行)

普通預金口座開設後、ご希望のお客さまにはカードを発行します。ご希望の方は、当組合所定のカード発行依頼書に必要な事項を記入し、署名捺印のうえ郵送でお申込みください。定期預金作成後、カードを発行します。

第11条 (自動機が故障時等の取扱い)

当組合および当組合がオンライン現金自動預入(支払)機(現金自動預入支払兼用機を含み、以下「自動機」といいます。)の共同利用による現金預入(支払)業務を提携した金融機関等(以

下「提携先」といいます。)の自動機が停電、故障の場合には、取扱いを一時停止することがあります。

第12条 (カード・暗証の管理等)

1. 暗証は、キャッシュカード規定(個人用)第11条によるほか、当組合所定の自動機を使用して変更することができます。自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を入力してください。この場合、キャッシュカード規定(個人用)第11条による届出の必要はありません。
2. 暗証を連続で当組合所定の回数を間違われた場合はカードが無効となりますので、つばさセンターにご連絡の上、当該カードの再発行手続き(手数料が発生します)をしてください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
3. カードを紛失した場合はすみやかにつばさセンターにご連絡の上、当組合所定の方法により届け出て、当該カードの再発行手続き(手数料が発生します)をしてください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

第13条 (カードの利用停止)

普通預金を解約した場合はカードの利用はできません。カードは磁気部分をハサミで切り刻んでからお客さまの責任で処分してください。普通預金口座解約後のカードが悪用されたことにより損害が生じても当組合は責任を負いません。

第14条 (定期預金の預入金額)

メールオーダー専用定期預金(以下「定期預金」といいます。)の1回あたりの預入金額は100万円以上、10万円単位とします。

第15条 (定期預金の適用金利)

この定期預金の金利は、普通預金に入金があった時点ではなく、口座振替により普通預金から定期預金を作成した日の利率を適用します。

第16条 (定期預金の預入期間)

この定期預金の預入期間は1年です。

第17条 (定期預金の証書発行)

この定期預金は証書を発行します。

第18条 (定期預金の作成方法)

1. お客さまは定期預金のお申込み金額を申込書記載の定期預金申込日(以下「申込日」といいます。)までに銀行振込により普通預金にお預け入れください。お振込をなさる際の振込人名はお客さまご本人名義に限ります。なお、お振込の際に手数料がかかることもあります。その際の手数料はお客さま負担となりますので、ご了承ください。お振込後の普通預金残高が定期預金のお申込み金額以上(出資金加入ご希望の方は、その資金も含む額以上)であることを必ず確認してください。
2. 当組合は申込日(申込日が当組合の休業日にあたる場合はその翌営業日)に、普通預金から口座振替の方法で定期預金を作成し、証書を郵送します。
3. 申込日に普通預金の残高が定期預金のお申込み金額に満たない場合は、当組合所定の方法により普通預金の残高が定期預金のお申込み金額以上であることを確認した日以降に定期預金を作成し、証書を郵送します。
4. 普通預金口座開設日から3か月以上経過しても普通預金の残高が定期預金のお申込み金額に満たない場合には、定期預金のお申込みがなかったものとして取扱うことがあります。

第19条 (定期預金の自動継続方法)

1. 定期預金の満期日(自動継続日)前に満期のお知らせ(自動継続のご案内)を送付します。
2. 定期預金は満期日(自動継続日)に期間1年の同定期預金に自動継続しますので、お預け替えのお手続きは不要です。継続された預金についても同様とします。
3. 元金継続のみのお取扱いとします。
4. 自動継続後の定期預金の金利は、当組合ホームページでご覧

になるか、つばさセンターへお問い合わせください。

5. お客さまが定期預金の継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)の1週間前までにその旨を申出てください。この申出があり、所定の手続きが完了しましたら、満期日以後に支払います。
6. 当組合がこの定期預金の継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を通知します。当組合が継続を停止したことにより損害が生じても当組合は責任を負いません。

第20条 (定期預金の利息)

1. 定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入日における預入金額に応じたつばさ定期預金利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。
2. 自動継続時の利息は、普通預金に入金することにより支払います。
3. 継続を停止した場合の定期預金利息は、満期日以降にこの定期預金とともに支払います。なお、満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
4. 当組合がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および当組合規定に違反し解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときには最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、定期預金とともに支払います。
 - A. 6か月未満 ……解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満…約定利率×50%
5. 定期預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第21条 (定期預金の解約方法)

1. 解約希望日の1週間前までにつばさセンターへお電話でご連絡の上、当該定期預金証書裏面に解約希望日を記入し、届出の印章により署名捺印のうえ、つばさセンターに郵送してください。
2. 当組合は当該定期預金証書に記載された解約希望日(解約希望日が当組合の休業日にあたる場合はその翌営業日)に解約手続きを行うものとします。ただし、当該定期預金証書が解約希望日の前営業日までにつばさセンターに到着しなかった場合は、到着した翌営業日以降に解約手続きを行います。
3. 解約した定期預金の解約金は、お受取り口座にお振込みします。お受取り口座にお振込みできない場合は当組合普通預金口座に入金します。
4. 郵便の遅延および当該定期預金裏面の記載不備、印鑑相違等により解約手続きが遅れ損害が生じても、当組合は責任を負いません。

第22条 (届出事項の変更、通帳等の再発行等)

1. このサービスに係る印章や通帳等を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちにつばさセンターに連絡のうえ、書面によって当組合に届け出てください。
2. 前項の届出前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
3. 印章や通帳等を失った場合の該当預金の払戻し、解約または再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
4. 通帳等を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。その際の手数料は、普通預金から口座振替によりお支払いいただきます。

第23条 (合意管轄)

本契約に関する訴訟については、当組合本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上